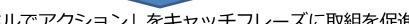


化学品のラベル(絵表示)を見たら有害性情報を確認し、対策を実施しましょう



◆ラベル表示の範囲が640物質まで拡大され、ラベルのある化学品が多く流通



- ◆そこで、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに取組を促進
- ◆事業者や労働者が化学品の**ラベルを見たら、アクションを起こす**

事業者や労働者 ラベルを見て 危険有害性に気づく



業者は

労働者は

SDSを確認

SDSがなければ供 給元に交付を求める



危険有害性に応じた リスクアセスメント を行う

絵表示で 危険有害性を確認



リスクアセスメント の結果を見て対策を 行う

- ◆化学品を出荷するメーカー、流通会社は、もれなくラベル表示を行いましょう
- ◆事業者、労働者は危険有害性を正しく認識し、リスク低減措置を確実に実行しましょう
- ◆労働者それぞれがラベルの内容をしっかり理解できるよう、事業者はラベル教育を行いましょう

☞ 化学物質の危険有害性(ハザード)はSDSで入手しましょう!

SDS(安全データシート) 安全データシ (SDS) ◈◈

事業者間の取引時にSDS を提供し、化学物質の危険 有害性や適切な取扱い方法 などを伝達

640 物質は、**職場のあんぜんサイト SDS** で検索

厚生労働省では、

- ★電話相談、訪問支援
- ★労働者の教育促進(資料の提供)
- ★危険有害性情報の伝達促進など

様々な支援を行います。

岡山労働局·各労働基準監督署·岡山労働災害防止対策推進会議

(一社) 岡山県労働基準協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会岡山支部

建設業労働災害防止協会岡山県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部

化学物質リスクアセスメントの実施が義務化されました。

労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう

- 一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について
- ★ 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
- ★ 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

労働安全衛生法の改正により、「**化学物質に係るリスクアセスメント(H28.6.1 施行)**」の実施が 義務化されました。岡山労働災害防止対策推進会議では、<u>化学物質リスクアセスメントへの適切な</u> 実施を呼びかけています。

- ① 化学物質のラベルを確認して危険性・有害性を特定、また、安全データシート(SDS)を入手して、リスクを見積り、リスクの低減措置の内容を検討し、実施する。
- ② リスクの見積りには、<mark>化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)</mark>を活用する。 (厚生労働省 H P)

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減措置を検討することをいいます。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、 労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である **640 物質**です。





★全員参加による「安全点検の日」の励行★

毎月、「安全点検の日」を設定して、職場で働く労働者全員による安全点検を行いましょう。
★「6つの提言」を基にした安全衛生活動の実施★

- <u>企業</u> ①安全文化を再構築するための<u>企業トップの強力なリーダーシップ</u>の発揮
 - ②リスクアセスメントを有効活用するための**指導者の育成**
- 組織 ③安全に関する技術・技能の組織的な伝承
 - ④各階層に応じた適正な指導の実施
- 個人 ⑤常に結果を考えた行動の実施
 - ⑥リスクに対する

 感受性の

 醸成

※詳しくはこちら ⇒ 岡山労働局ホームページ 「6つの提言」で 【検索】